

不妊治療費の助成を拡充します(一般不妊治療も追加)

昭和町では、不妊治療を受けられたご夫婦に対し、高額な治療費に対する経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成しています。令和3年度(令和3年4月1日)より、その適応範囲や助成額を大幅に拡充します。

申請用紙等も新しい様式に変わりますので、申請時にはご注意ください!(新しい申請用紙等は、4月にホームページにアップいたします。お急ぎの方は、いきいき健康課(055-275-8785)までご連絡ください。)

●助成を受けることが出来る方(以下の要件をすべて満たしている方)

- ・法律上、婚姻の届けをしていること
- ・夫婦のいずれかが、継続して1年以上昭和町に居住していること
- ・昭和町の住民であること(住民基本台帳または外国人登録原票に登録されていること)
- ・医療機関において不妊症と診断され、昭和町に居住してから、不妊治療を受けていること
- ・町税等を滞納していないこと

●助成期間

一般不妊治療と特定不妊治療を合わせて、**通算10回**まで

●助成期間

治療終了日から1年以内

※注意事項: 助成決定可否までに約2~3週間はかかりますので、当該年度の3月15日(休日・祝日の場合は、直前の開庁日)までを、年度申請の締め切りとします。

	一般不妊治療	特定不妊治療
助成の対象	タイミング療法、排卵誘発法、人工授精、その他医師が必要と認めた治療 ※1	体外受精、顕微授精、その他医師が必要と認めた治療。県の助成に準ずる。 ※1
助成額	かかった治療費の自己負担額の2分の1(100円未満は切り捨て)で、1回あたり、5万円を上限 ※2	かかった治療費の自己負担額の2分の1(100円未満は切り捨て)で、1回あたり、20万円を上限 ※2
申請できる回数	1年度、1回を限度 (複数回の治療をまとめて申請可)	1年度、2回を限度

※1夫婦以外の第三者からの卵子または精子の提供による治療は、助成の対象としません。

※2他の助成事業で給付を受けている場合は、その助成額を除いた額を対象とする



●申請時に必要な書類等

(制度の拡大に伴い、令和3年度より申請書、証明書の様式が新しくなります。様式は4月にはホームページにアップ予定ですが、お急ぎの方はいきいき健康課までご連絡ください。)

特定不妊治療、もしくは一般不妊治療費助成金申請書

特定不妊治療、もしくは一般不妊治療受診等証明書

治療期間内のすべての領収書、明細書(点数等詳しく載っているもの)の原本

※添付する領収書の合計金額と、証明書に書かれた金額が一致しているか確認してください

住民票(世帯全員・本籍・筆頭者が記載されているものでマイナンバーのない住民票)

(昭和町以外に本籍がある方)戸籍謄本

※※町内にある方は、同意書に基づき免除

(外国籍を有する方)外国人在留カード

(県で助成を受ける方)承認書の写し、または助成金額がわかる申請書等(コピー可)

夫、妻それぞれの加入している医療保険証の写し

(同年度中の複数回目の申請、かつ加入している医療保険の変更がなければ免除可)

——お問い合わせ・申請場所——

昭和町役場 いきいき健康課 健康増進係

住所:昭和町押越616(総合会館内)、電話:055-275-8785